

社会福祉法人立川市社会福祉協議会機関紙への記事掲載取扱いに関する要綱

平成29年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)機関紙に掲載する記事の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本会の機関紙の目的を次の各号とする。

- (1) 本会の行う地域福祉事業を広く市民に周知し、事業への協力を得るため。
- (2) 提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性をはかるため。
- (3) 市民活動の活性化をはかるため。
- (4) 市民が市民活動へ参加するきっかけを作るため。

(掲載情報)

第3条 掲載情報は次の範囲で掲載できる。

- (1) 本会の事業やその成果等。
- (2) 本会が主催及び共催する事業等。
- (3) 事業後援等申請書を提出し、広報に関する「協力」の決定を受けた事業等。
- (4) 「市民活動センター☆たちかわ情報コーナー」については、ボランティア・市民活動情報掲載取扱いに関する要綱で認められた事業等。

(掲載基準)

第4条 本会の機関紙には、次の各号のいずれかに該当するものは掲載できない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に関わるもの。
- (4) 誇大表示、不当表示その他不適切な表示があるもの。
- (5) 各種法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、機関紙の公共性及び品位を損なうおそれがあると本会会長が認めるもの。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。